

概要

「日本版フェアユース」という言葉を安易に用いて、運用させようという動きに対して大変な危惧をおぼえます。利用者と権利者の話し合いにより法令に準じた慣行を作ることは可能です。

意見

現行の著作権法による「権利制限」は、細かい項目によって著作権者の権利を剥奪すると同時に、そこに含まれない項目について著作権を擁護していると言える。しかし新たに一般的包括的権利制限規定「日本版フェアユース」が導入されると「権利者の利益を不当に害しない範囲」を利用者が独断的に利用する恐れが極めて多大で、著作権侵害が起きた場合、著作権者個人が裁判を起こして主張・立証しなくてはならないであろう。これは作家のような一個人の著作権者にとっては時間と労力と経費の浪費を余儀なくされる、誠に不利な制度といわざるを得ません。

新しいデジタル時代に対応できる制度は「権利制限」に関する細目を整備し、法律改正を迅速にするために、利用者と権利者がワーキングチームを作り、観念的な議論ではなく、実質的・現実的な話し合いで対応できるでしょう。また法令によるだけでなく、双方の話し合いによるガイドラインを設定することで、法令に準じた慣行をつくることも可能と考えます。